

# 青森県報

第千九百八十七号

平成十四年二月二十二日(金曜日)

## 目次

### 告示

- 字区域の変更……………(市) 振興課(村) ……一
- 右 同……………(同) ……二
- 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の指定……………(青少年課) ……二
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(団体経営改善課) ……二
- 木材業者の登録の変更……………(林政課) ……二
- 土地収用法による事業の認定……………(監理課) ……三

### 公告

- 換地処分……………(農村整備課) ……三
- 県営土地改良事業計画変更の決定……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……四
- 右 同……………(同) ……四
- 右 同……………(同) ……四
- 建設業者の許可の取消し……………(青森土木事務所) ……四
- 右 同……………(弘前土木事務所) ……五
- 右 同……………(八戸土木事務所) ……五

公安委員会

○型式の検定適合遊技機……………(生活安全課) ……五

## 告

## 示

### 青森県告示第五十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、名川町長から名川町の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

右の字の区域の変更は、平成十四年二月二十三日からその効力を生ずるものとする。  
平成十四年二月二十二日

青森県知事 木村守男

### 三戸郡名川町

大字斗賀字久保田一六の二、一七の二、大字斗賀字古館三三の二、大字剣吉字剣吉河原二七の一部、三六、三七の一部、三八の一部、四四、四五、四六の一部、四七の一部、五七、五八、五九の一部、六〇の一部、七〇から七二まで、七三の一部、七九、八〇、八一の一、八二から八八までの各一部、大字剣吉字桜場二六〇の一部、二六一の一部、二七四の三及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部を大字斗賀字斗賀河原に編入する。

大字森越字高畑一の三から一の六まで、大字剣吉字桜場二六〇の一部、二六一の一部、大字剣吉字留場河原三二の四、二五の二、三〇の五から三〇の一六まで及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部を大字剣吉字剣吉河原に編入する。

青森県告示第五十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、名川町長から名川町の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

右の字の区域の変更は、平成十四年二月二十三日からその効力を生ずるものとする。

平成十四年二月二十二日

青森県知事 木 村 守 男

三戸郡名川町大字剣吉字剣吉河原八一の二を大字斗賀字斗賀河原に編入する。

青森県告示第五十八号

青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号）第十二条第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成十四年二月二十二日

青森県知事 木 村 守 男

指定番号	種別	名 称	発行者 (製作者)名	該当条項
二六四	書籍	少女革命 三月号 一四七五五―三	一水社	青森県青少年健全育成条例第十二条第一項第一号該当
二六四		@BUbKA ブブカ三月号増刊 一七八八六―三	コアマガジン	
二六五		GOKUH 三月号 〇三七九七―〇三	バウハウス	
二六五		Dr.ピカン 三月号 〇六六三五―〇三	バウハウス	
二六五		ファンタジイカクテル 三月号 一七八八九―三	富士美出版	
二六五		レディースコミック SMマニア三月号増刊 〇二一七二―三	マイウェイ出版	

青森県告示第五十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条の二第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第六項において準用する同法第百五条の二第二項の規定により公示する。

平成十四年二月二十二日

青森県知事 木 村 守 男

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
下北郡東通村大字白糠字赤平五〇七の二 西山 里一	白糠区域	総トン数五トン以上の漁船により、いかつり漁業とこうなごり受網漁業を併せ営む漁業
下北郡東通村大字白糠字向流二二 竹内 京司		
下北郡風間浦村大字下風呂字甲平ノ下二の三 吉田 清	下風呂区域	総トン数五トン以上の漁船により営むいかつり漁業
下北郡風間浦村大字下風呂字甲平ノ下一の二 坪 勝信		

青森県告示第六十号

青森県木材業者登録条例（昭和四十九年十二月青森県条例第五十六号）第八条第一項の規定により、次のとおり木材業者登録簿の記載事項について変更をしたので、同条第二項の規定により告示する。

平成十四年二月二十二日

青森県知事 木 村 守 男

二六四	ミステリーレディース 三月号 〇八五〇九―〇三	マガジン・マ ガジン
二六五	マガジン Bang 三月号 一八三八五―〇三	

登 録 登 録 年 月 日 番 号	平 成 二・五・一 二六〇二	氏 名 (法人にあっては、 名称及び代表者の 氏名)	住 所	変更に係る事項	変 更 の 内 容	年 月 日 更
二・五・一 二四〇二	大畑単板株式会社 代表取締役 戸栗 基喜	下北郡大畑町大字大畑字庚申堂八一の二	五所川原市字鎌谷町五〇四の一	代表者の変更	変 更 前 戸栗 力 変 更 後 戸栗 基喜	平 成 二・五・一 二四・二・一
二・五・一 二四〇二	株式会社前田製材所 代表取締役 前田 修子	五所川原市字鎌谷町五〇四の一	地名の変更	五所川原市字一ツ谷三 四	五所川原市字鎌谷町五 〇四の一	二四・二・七

青森県告示第六十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定により事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年二月二十二日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 起業者の名称  
三沢市
- 二 事業の種類  
国際交流野外活動広場整備並びにこれに伴う農道及び農業用水路付替工事
- 三 起業地  
1 収用の部分  
青森県三沢市大字三沢字園沢及び南山三丁目地内
- 2 使用の部分  
なし
- 四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所  
三沢市役所

公 告

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、剣吉地区の県営土地改良事業に係る換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成十四年二月二十二日

青森県知事 木 村 守 男

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、笹館地区の県営土地改良事業（農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年二月二十二日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成十四年二月二十三日から同年三月十四日まで
- 三 縦覧の場所  
弘前市役所

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、長坂地区の県営土地改良事業（農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年二月二十二日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年二月二十三日から同年三月十四日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、庄内地区の県営土地改良事業（農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年二月二十二日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年二月二十三日から同年三月十四日まで

三 縦覧の場所

六ヶ所村役場

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、老部川地区の県営土地改良事業（農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年二月二十二日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年二月二十三日から同年三月十四日まで

三 縦覧の場所

六ヶ所村役場

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第九十五号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年二月二十二日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 有限会社木村組

二 代表者の氏名 木村 征司

三 主たる営業所の所在地 青森市大字安田字近野四一の一〇二

四 許可番号 青森県知事許可（般一八）第一三一〇九号

五 取消年月日 平成十四年二月六日

六 取消しに係る建設業の許可

鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可  
七 取消しの原因となった事実

平成十四年二月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年二月二十二日

青森県知事 木村守男

- 一 商号又は名称 須藤組
- 二 氏名 津川 淳
- 三 主たる営業所の所在地 南津軽郡浪岡町大字吉内字東留岡一七の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一―二）第一七二八〇号
- 五 取消年月日 平成十四年二月四日
- 六 取消しに係る建設業の許可 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十四年一月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年二月二十二日

青森県知事 木村守男

- 一 商号又は名称 共和鉄筋工業所
- 二 氏名 立花 辰治
- 三 主たる営業所の所在地 三戸郡五戸町大字上市川字鳩岡平四八の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一―二）第三三五九号
- 五 取消年月日 平成十四年二月十二日

- 六 取消しに係る建設業の許可 鉄筋工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十四年一月十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公安委員会

青森県公安委員会告示第八号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十條第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六條の規定による技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九條第一項の規定により告示する。

平成十四年二月二十二日

青森県公安委員会委員長 橋本昭一

遊技機の種類	型式名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CR Eアドベンチャー	マルホン工業株式会社
同	CR江戸っ子源さんL7	株式会社三洋物産
同	CR江戸っ子源さんM6	同 右
同	CRポクポク坊主R	株式会社メーシー販売
同	ファイバーセブンミッションD	株式会社三共
同	CRファイバーバカ殿GP	同 右

同 右	同 右	回 胴 式 遊 技 機	同 右	同 右	同 右
オオタコスロ2-30	ガンガン	ラトルスネーク	CRドクターラボ DX	JC13R ファイバードデカザウルス	CRファイバーバカ殿SP
株式会社エレコ	株式会社大都技研	アイジ ー テ ィ ー ジ ャ パ ン 株 式 会 社	株式会社エース電研	同 右	同 右

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
----------------------------------	--------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚三付十七円八十五銭